

2026 年度 大学院 法学研究科 博士前期課程 入学試験

(一般入学選考 2 月)

1 時限目 A 専門科目

租税法 試験問題

『租税法』

問題 租税法の解釈について私法との関連に言及したうえで、所得税法 60 条 1 項 1 号に規定する「贈与」に個人間の負担付贈与が含まれるかについて論述してください。

[参考条文]

所得税法

第五十九条 次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

- 一 贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）
- 二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）

第六十条 居住者が次に掲げる事由により取得した前条第一項に規定する資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。

- 一 贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）
- 二 前条第二項の規定に該当する譲渡

出 題 意 図

近畿大学大学院法学研究科（博士前期）課程

2026年度入試（2）月期 <2025年度実施>

（一般）入学選考

（A 専門科目）

科目名（租税法）

租税法の基本原則である租税法律主義の観点から租税法規の解釈のあり方を問うものである。特に、借用概念について『租税法』（弘文堂）などの代表的なテキストを読み込んで理解しているかを問うものである。

さらに、所得税法60条1項1号に規定する「贈与」の意義について、最判昭和63年7月19日（控訴審：東京高判昭和62年9月9日）を踏まえて具体的に議論を展開できるかを問うている。